



H18年度税制改正大綱シリーズ

役員報酬、役員賞与の取り扱いの改正

今年の税制改正大綱では、新会社法に対応した改正も多々見受けられます。

I. 役員賞与と新会社法

従来から、役員賞与は配当金と同様に、会社の利益を処分する結果として支給されるものとして取り扱われてきました。

これは、従業員の賞与が経費処理となるのに対して、役員賞与は会社が税引後の利益を出したご褒美として支給されるものという考え方によるものです。したがって、役員賞与は損金とはならないというのが現在の考え方になっています。

ところが、本年に施行予定の「新会社法」の求める役員賞与の会計処理は、今までとは異なり、役員報酬と役員賞与はともに「報酬等」として一本化することとされています。

II. 役員賞与も損金になる

これを受けて、平成18年度税制改正大綱では、一定の要件を満たす役員賞与は、税務上も損金として認めることとされています。

とうとう、役員賞与が損金になる時代が到来しました！

III. 損金となる賞与

次の要件を満たす役員賞与は損金とすることができます。

- ・あらかじめ支給額と支給時期を定めている賞与

これにより、会社の実情に応じた役員賞与を支給することができるようになります。

IV. 業績連動型賞与の損金算入

今回の税制改正案では、さらに業績連動型の役員賞与についても、要件を満たせば損金とすることが認められることとされています。

その要件のひとつとして、同族会社ではないこととされており、中小企業のほとんどの場合には、業績連動型賞与は今まで同様、損金とはならないといえそうです。